

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第107号

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「検査指導係長」を「企画係長」に改める。

第8条第11号中「不用物品」を「返納物品」に改め、「回収、分類及び」を削り、同条第12号を削り、同条第13号中「及び廃棄物品の処分」を「の売却の決定及び契約（インターネットを利用した一般競争入札の方法によるもの（電子入札システムによるものを除く。）に限る。）」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号を削り、同条第15号を同条第13号とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)